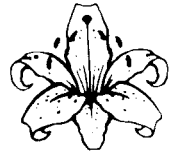


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成31年3月29日(金曜日)

号外第25号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三四五円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横濱市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横濱(〇四五)二一〇一一一

印刷
横濱市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横濱(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ
○規則	
神奈川県財務規則の一部を改正する規則(総務・財政課)	1
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一	

部を改正する規則(環境農政・大気水質課)	1
○企業管理規程	
神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程(企業・財産管理課)	2

規則

神奈川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第25号

神奈川県財務規則の一部を改正する規則

神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号オ中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第62条第8号中「第23条」を「第24条」に改める。

第68条の2の次に次の1条を加える。

(債権の放棄)

第68条の3 債権管理者は、神奈川県債権管理条例(平成26年神奈川県条例第66号)第6条の規定による債権の放棄をしようとするときは、局長の決裁を受けなければならない。

第78条に次の1号を加える。

(4) 指定代理納付者に納付させる収入金の取扱いに係る手数料
当該収入金

第93条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 農業改良資金貸付金の返納金の収納の事務

第158条第2項第1号中「(第170条において「印紙類」という。))」を削り、「押印」の次に「(受入れ後直ちに払出しをするものにあつては、口頭)」を加え、同項第2号中「前号の」を「前号に規定する」に改め、同条第3項中「前項」を「前項第2号から第7号まで」に改める。

第170条中「(印紙類を含む。))」を削る。

別表第1産業労働局の項中「総合職業技術校」を「総合職業技術校二俣川支所」に改める。

別表第2県土整備局の項リニア中央新幹線推進事務所の項中

「副 所 長」を「次 長」に改める。

別表第5産業労働局の項総合職業技術校の項の次に次のように加える。

東部総合職業技術校二俣川支所	次	長
----------------	---	---

別表第5県土整備局の項リニア中央新幹線推進事務所の項中「副 所 長」を「次 長」に改める。

別表第6産業労働局の項総合職業技術校の項の次に次のように加える。

東部総合職業技術校二俣川支所	支 所 長
----------------	-------

別表第6教育委員会の項近代美術館の項中「指定された副主幹」を「指定された副主幹及び主査」に改め、同表警察本部の項生活安全部の項中「サイバー犯罪対策課」を「サイバー犯罪捜査課」に改め、同表警察本部の項相模方面本部の項の次に次のように加える。

サイバーセキュリティ対策本部	副 本 部 長	庶 務 係 長
----------------	---------	---------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第62条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第26号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第4号中「埋立処理施設」の次に「及び同条第5号に規定する自然由来等土壌利用施設」を加える。

第48条の7を次のように改める。

(汚染土壌による埋立て等)

第48条の7 条例第58条の3第1項第4号に規定する規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。

(1) 汚染土壌の処理のため特定有害物質若しくはダイオキシン

この公報は再生紙を使用しています

類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壌の埋立て又は盛土

(2) 汚染土壌の処理のため指定事業所(条例別表第1の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。)において行う汚染土壌の一時的な堆積

(3) 汚染土壌の積替えのため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壌の一時的な堆積

(4) 土壌汚染の除去等の措置のため汚染された土地を含む一連の敷地内で行う汚染土壌の一時的な堆積

(5) 土壌汚染の除去等の措置のため汚染された土地内で行う汚染土壌の埋め戻し

別表第4の2中「埋立処理施設」の次に「及び同条第5号に規定する自然由来等土壌利用施設」を加える。

別表第9の備考12を次のように改める。

12 排水の測定の方法は、ニッケル及びその化合物にあっては規格K0102の59に定める方法に、その他の排水指定物質にあっては環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。)に規定する方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、それぞれ次に定める項目に係る排水の検定方法による。

- (1) フェノール類 フェノール類含有量
- (2) 銅及びその化合物 銅含有量
- (3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量
- (4) 鉄及びその化合物 溶解性鉄含有量
- (5) マンガン及びその化合物 溶解性マンガン含有量
- (6) クロム及びその化合物 クロム含有量

別表第10の1(1)の備考7を次のように改める。

7 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

別表第10の1(2)の備考3を次のように改める。

3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

別表第10の1(3)の備考3を次のように改める。

3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

別表第10の1(4)アの備考7を次のように改める。

7 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

別表第10の1(4)イの備考2を次のように改める。

2 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

別表第10の2の備考8中「検査項目」を「項目」に、「当該区分」を「次」に改め、同表の2の備考8(1)を次のように改める。

(1) (2)及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第64号に規定する方法

別表第10の2の備考8中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)

とする。

別表第17の1(2)の表全シアンの項中「及び38.2」を「(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2」に、「又は」を「、」に改め、「38.5に定める方法」の次に「又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法」を加え、同表六価クロムの項中「65.2に」を「65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に」に改め、同表総水銀の項中「付表1」を「付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表チウラムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項中「付表5」を「付表6」に改め、同表ふっ素の項中「若しくは34.4」を「(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)」に、「34.1c)」を「34.1.1c)」に、「注(6)第3文」を「注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1」に改め、「共存しない」の次に「ことを確認した」を加え、「付表6」を「付表7」に改め、同表1,4-ジオキサンの項中「付表7」を「付表8」に改め、別表第17の1(3)の表全シアンの中「及び38.2」を「(規格K0102の38の備考11を除く。)及び38.2」に、「又は」を「、」に改め、「38.5に定める方法」の次に「又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法」を加え、同表六価クロムの項中「65.2に」を「65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に」に改め、同表総水銀の項中「付表1」を「付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表チウラムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項中「付表5」を「付表6」に改め、同表ふっ素の項中「若しくは34.4」を「(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)」に、「34.1c)」を「34.1.1c)」に、「注(6)第3文」を「注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1」に改め、「共存しない」の次に「ことを確認した」を加え、「付表6」を「付表7」に改め、同表1,4-ジオキサンの項中「付表7」を「付表8」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第9、別表第10及び別表第17の改正規定は、公布の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

神奈川県企業管理規程第12号

神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3月29日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 大 竹 准 一

神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程

神奈川県公営企業固定資産管理規程（昭和39年神奈川県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

(使用料の徴収に関する規定の読替え)

5 平成31年10月1日以後の行政資産の使用に係る使用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する第38条の2第1項の規定の適用については、同項中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。